



発行 新潟県

第5号

平成26年1月21日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 53 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健課）
- 54 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の変更届（福祉保健課）
- 55 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の休止届（福祉保健課）
- 56 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健課）
- 57 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 58 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止届（障害福祉課）
- 59 公共測量の終了通知（監理課）
- 60 土地収用法による事業の認定（用地・土地利用課）
- 61 廃川敷地等の発生（河川管理課）
- 62 港湾運営会社の指定に係る申請内容の縦覧（港湾振興課）

公 告

- 争議行為を行う旨の通知（労政雇用課）
- 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況（出納局管理課）
- 特定調達契約の落札者等（財務課）

正 誤

- 平成21年3月24日付け新潟県告示第382号中（建築住宅課）
- 平成21年3月27日付け新潟県告示第472号中（建築住宅課）

告 示

◎新潟県告示第53号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成26年1月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
菅谷ウイメンズクリニック	上越市新光町三丁目6番16号	平成25年12月4日
えんどう内科クリニック	燕市杉木1823-1	平成25年8月1日
いわつか歯科	長岡市飯塚2963番地3	平成25年12月11日

あおき歯科・矯正歯科クリニック	上越市下門前654	平成25年11月1日
ながおか歯科ピア	南魚沼市美佐島1873番地1	平成25年10月1日
あさひ薬局 六日町店	南魚沼市六日町2637-1	平成25年11月1日

◎新潟県告示第54号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年 1月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	変更事項	旧	新	変更年月日
スズキ薬局	十日町市本町2丁目6番地4	住所の表示	十日町市子6	十日町市本町2丁目6番地4	平成25年11月18日
プラザ調剤薬局	十日町市本町3丁目362番地4	住所の表示	十日町市本町3丁目プラザコア1階	十日町市本町3丁目362番地4	平成25年11月18日
新潟県厚生農業協同組合連合会 上越総合病院（医科）	上越市大道福田616番地	住所の表示	上越市大道福田148番地1	上越市大道福田616番地	平成25年12月7日
新潟県厚生農業協同組合連合会 上越総合病院（歯科）	上越市大道福田616番地	住所の表示	上越市大道福田148番地1	上越市大道福田616番地	平成25年12月7日
小児科すこやかアレルギークリニック	上越市藤野新田1300	住所の表示	上越市藤野新田214-1	上越市藤野新田1300	平成25年12月7日
いがらし整形外科	上越市大貫4丁目6番8号	住所の表示	上越市大貫4449-1	上越市大貫4丁目6番8号	平成25年12月1日
高橋医院	上越市大貫1丁目15番26号	住所の表示	上越市大貫1020番地	上越市大貫1丁目15番26号	平成25年12月1日

◎新潟県告示第55号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成26年 1月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	休止年月日

小林医院	村上市飯野1-1-13	平成25年11月1日
------	-------------	------------

◎新潟県告示第56号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年1月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
佐藤医院	柏崎市大字土合15番地	平成25年12月24日
いわつか歯科	長岡市飯塚2963番地3	平成25年10月31日
浦佐歯科医院	南魚沼市浦佐1369-1	平成25年11月24日
ながおか歯科ピア	南魚沼市美佐島1873番地1	平成25年9月30日
あさひ薬局六日町店	南魚沼市六日町2637-1	平成25年10月31日

◎新潟県告示第57号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成26年1月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
短期入所	ほっとステイさんわ	長岡市柿町756-6	社会福祉法人さんわ福祉会	平成26年1月1日
短期入所	特別養護老人ホーム恵福園	中魚沼郡津南町大字下船渡丁2682番地3	社会福祉法人つなん福祉会	平成26年1月1日
短期入所	ケアホームおひさま	南魚沼市浦佐5143番地1	社会福祉法人桐鈴会	平成26年1月10日

◎新潟県告示第58号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成26年1月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

指定障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
短期入所	いじみの寮	新発田市五十公野5445番地	下越障害福祉事務組合	平成25年12月31日

◎新潟県告示第59号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南魚沼市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年 1月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（地盤変動調査二級水準測量）
- 2 作業期間 平成25年 7月26日から平成25年12月20日まで
- 3 作業地域 南魚沼地域

◎新潟県告示第60号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成26年 1月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 起業者の名称
社会福祉法人ゆうえい会
- 2 事業の種類
小規模多機能型居宅介護施設の建設
- 3 起業地

(1) 収用の部分

新潟市西区内野上新町地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

小規模多機能型居宅介護施設の建設（以下「本件事業」という。）は、社会福祉法第2条第3項第4号に規定する第2種社会福祉事業であり、法第3条第23号に掲げる「社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設」に関する事業に該当するため、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は本件事業に必要な予算について、自己資金のほか借入金及び補助金等により予算措置を講じており、また、現在ほかの福祉施設を運営している実績もあることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

新潟市では、高齢化及び65歳以上の要介護認定率が全国の動向を上回って推移しており、また、高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯も年々増加している。「新潟市第5期介護保険事業計画」では、平成24年度から平成26年度までの3年間で、27圏域ある日常生活圏域の中から毎年5圏域に小規模多機能型居宅介護施設を整備することとしており、本件事業はその中の1圏域である内野・赤塚・中野小屋圏域（以下「本圏域」という。）に整備されることとなっている。事業を実施する日常生活圏域は、地理的条件や圏域ごとのバランスを考慮して選定しており、本圏域では二つ目の施設となる。

本件事業の実施により、今まで本圏域の施設で受入れができず、他圏域の施設に依頼していた要介護者の受入れが本圏域で可能になることで、施設利用者やその家族にとっては、送迎などに係る時間の短縮や地域との連携を図ることが容易になり、また、住み慣れた地域で必要なサービスを利用することができる。

さらに、地域での見守りを特に必要とする単身高齢者や高齢者世帯のほか地域住民にも、緊急時に対応できる施設が身近にある安心感を持ってもらえるなど、高齢者福祉や地域福祉の向上につながるものと考えられる。

本件事業は住み慣れた地域の中で生活が継続できるよう要介護者を支援するものであり、起業地は住宅地近辺であることから、周辺住民への影響として騒音や汚水が考えられるが、施設玄関は住宅地の反対側に位置し、隣接する民家も1軒であるため、騒音による影響は少ないものと考えられる。また、汚水は埋設管から市の下水道に流すため、周囲の環境に与える影響は少ないものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件起業地は、県指定新潟角田鳥獣保護区区域内となっているものの、起業地に編入することについては支障ないこと、また、埋蔵文化財包蔵地には該当しないことを、起業者が新潟市の担当課に確認している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地は、建設する施設が地域密着型サービスの施設であるという特性から、利用者が地域社会との関わりを持ちつつ今までの生活環境をできるだけ変えない場所であることが望ましく、それらを考慮して3箇所を選定し比較検討した結果、住宅地でありながら郵便局や小学校などの公共施設のほか商店街も近く地域住民との交流がしやすいこと、また、本件事業により運営される施設の夜間勤務体制は職員1人としているが、夜間緊急時には近接する同法人運営の福祉施設の職員と連携して対応することが可能であることから、本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、(3)アで述べたように要介護者が身近な地域で必要なサービスを利用できる施設を整備するものである。現在、本圏域には小規模多機能型居宅介護施設が一つしかなく、新たな希望者の受入れが困難であるため、介護保険法に基づき地域住民に総合相談支援業務を行う地域包括支援センターでは、施設の利用を希望する要介護者の受入れを他圏域の施設に依頼しなくてはならず、圏域内の要介護者が住み慣れた地域でサービスを受けられない状況が生じている。そのため、同センターから本圏域での施設の追加を要望する声が寄せられている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

新潟市財務部用地対策課

◎新潟県告示第61号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成26年1月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 河川の名称
一級河川信濃川水系田川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成26年1月21日
- 3 廃川敷地等の位置
十日町市字猿額卯967番1地先（田川右岸）
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 200.52平方メートル

◎新潟県告示第62号

港湾法（昭和25年法律第218号）第43条の11第6項の規定に基づき、国際拠点港湾における埠頭群を運営する者の指定の申請があったので、同条第8項の規定により当該申請の内容を公衆の縦覧に供するため、港湾法施行規

則（昭和26年運輸省令第98号）第11条の6第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該申請の内容について利害関係を有する者は、縦覧期間満了までの間に、港湾管理者に意見書を提出することができる。

平成26年 1月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 申請者の商号及び本店の所在地

(1) 商号

株式会社新潟国際貿易ターミナル

(2) 本店の所在地

新潟県新潟市北区横土居3228番地2

2 運営計画の概要

(1) 埠頭群において施設を提供する時間

午前零時から午後12時まで

(2) 建設又は改良を行う特定荷さばき施設

該当なし

(3) 埠頭群の運営の体制に関する事項

役員15人及び職員9人を置くこと。

3 縦覧の期間

本公告の日から平成26年2月3日まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

4 意見書の提出方法等

(1) 提出方法

書面を持参又は郵送して行うこと。

(2) 提出期限

縦覧期間が終了する平成26年2月3日午後5時15分までに必着

(3) 提出場所

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁（交通政策局港湾振興課）

(4) 記載要領

ア 意見書提出者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに意見書提出者が申請の内容について利害関係を有する者に該当する事実を記載すること。

イ 意見は、日本語により記載すること。

公 告

争議行為を行う旨の通知について（公告）

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、日本赤十字労働組合長岡支部執行委員長村越朋から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

平成26年 1月21日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 要求事項

人員要求、待遇改善、施設設備、その他の要求

2 期 間

平成26年 1月22日午前0時以降本問題解決まで

3 場 所

日本赤十字労働組合長岡支部の組合員が従事する全職場

4 概 要

あらゆる形の争議行為の一部又は全部を単独に若しくは併用して実施する。ただし、救急患者には対応する。

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況（公告）

「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成11年新潟県告示第1221号) 8の規定により、平成25年10月から12月における苦情の受付及び処理の状況を次の通り公表する。

平成26年1月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 苦情受付番号
25新検委第1号
- 2 苦情申立日
平成25年11月1日
- 3 苦情申立人
匿名
- 4 苦情に係る調達の契約担当部局名及び調達物品名・サービス名
(契約担当部局) 出納局会計検査課、土木部監理課
(調達物品名等) 衛星携帯電話の購入
- 5 苦情の概要
上記4の調達の入札に係る仕様書の記載内容の一部が「政府調達に関する協定」第6条に反しているため、本件仕様書の修正を求めるもの
- 6 苦情処理の概要
上記4の調達に係る入札が平成25年11月12日に中止(平成25年11月12日付県報第89号公告)されたことにより、苦情の原因が消滅した。よって、本件申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続5(2)オの規定により却下した。

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について契約者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年1月21日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 調達件名及び数量
第2回新潟県教育情報ネットワークシステム(NEIN)用パーソナルコンピュータ等一式の借上げ
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
教育庁財務課 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法
借入
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成26年1月7日(火)
- 6 落札者の氏名及び住所
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋二丁目15番12号
- 7 落札価格
36,214,920円
- 8 入札公告日
平成25年11月26日(火)
- 9 落札方式
最低価格

正 誤

平成21年3月24日付け新潟県告示第382号(建築士法による県指定登録機関の指定)中496ページ右欄47行目及び497ページ左欄1行目を削除する。

平成21年 3月27日付け新潟県告示第472号（建築士法による指定事務所登録機関の指定）中528ページ右欄13行目及び14行目を削除する。